

「宮崎市文化芸術基本条例」の概要

1 施行日

令和2年11月3日（文化の日）

2 条例制定の目的

文化芸術に関して、基本理念を定め、市民、文化芸術団体、学校等及び事業者の役割や市の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定め、文化芸術活動を行う者（文化芸術団体を含む。）の自主的な活動を促進していくことで、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目指します。

3 条例制定の効果

施策の位置づけ（根拠）が明確になり、積極性・持続性が高まります。

審議会の設置を条例に盛り込むことで、施策の進捗状況を審議会で評価・審議し、更なる本市の文化芸術の推進を図ります。

4 条例の特徴

- ①子ども・若者・障がい者の文化芸術活動への配慮
- ②審議会の設置と審議会による基本計画*の進捗管理
- ③寄附文化の醸成（文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化）
- ④「宮崎市文化振興基金条例」の改編（「宮崎市文化芸術基本条例」との一本化）

5 リーフレットのデザインについて

条例の制定により、本市の文化芸術が樹木のように根を張り、多彩な葉っぱをつけるように文化芸術が振興してほしいという思いを込め、葉っぱをモチーフとしたデザインとした。

表紙の作品名：「葉っぱ」 作者：中武卓 氏

中武氏は昨年度の宮崎市美術展にて平面部門の大賞を受賞（受賞作品「T子さん」）

中武氏は、「“障がいがあるから表現できるもの”を芸術活動を通して社会に示すことで、障がいのある人の尊厳を認知し誰もが住みよいまちづくりを目指す」アートステーションどんこやにて創作活動をおこなっている。

*基本計画とは、「文化芸術基本法」第七条の二に規定される地方公共団体の実情に即して策定する文化芸術の推進に関する計画

【問い合わせ】

宮崎市地域振興部文化・市民活動課
電話 21-1835